

8. 申請手続きについて

(1) 申請者の資格

- ・申請する環境共生住宅の建築・販売などの供給に携わる方、又は所有する方が申請できます。複数での連名による申請も可能です。なお、申請者の中には申請する内容に責任を持てる方を必ず含むこととします。
- ・システム供給型で申請者を連名とする場合には、個々の申請者が住宅を供給する場合の供給体制を各々明確にして下さい。(申請書様式4. 供給体制の中にご記入下さい。)

(2) 認定申込

- ・申請者は認定に必要な図書を、別記する申請書類の作成要領に沿ってまず1部作成し、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構 企画・環境部まで郵送又は持参して下さい。事務局の確認の後、正1部・副2部の計3部の申請図書を審査料の振込領収書の写しと共に提出して下さい。
- ・認定の申込受付時期は随時受け付けしています。

(3) 申請区分および供給形式

- ・申請区分と供給形式により提出書類・審査料が異なります。申請する環境共生住宅の区分を、次の表より確認して下さい。なお、下記区分に該当しない場合は、その都度お打ち合わせして決めることとします。

【申請区分】(変更・更新はシステム供給型・団地システム供給型のみ適用)

申請区分	適用
新規	
変更	イ) 特定評価項目の内容に変更がある場合 ロ) CASBEE の評価内容に変更がある場合 ハ) 提案類型の内容に変更がある場合 ニ) 供給体制の内容に変更がある場合 ホ) その他の申請内容に変更がある場合
更新	イ) 全く申請内容を変えずに、最新の認定基準を満たす場合

【供給形式の区分】

戸建住宅	
供給形式	適用
個別供給型	プラン・仕様が特定された単体(一棟)の住宅として、特定された建設地に供給される場合(後述する供給型に属さない場合)
システム供給型	建設地が特定されない単体の住宅で、提案類型の仕様や供給体制がシステムとしてまとめられており、継続して供給される場合

(4). システム供給型の申請条件

システム供給型の住宅を申請する場合には、下記に示す供給体制がシステム化されていることが条件となります。

1. 住宅及び提案類型の供給に係わる組織体制
2. 提案類型に係わる部分を含む、設計・施工の工程
3. 設計・施工が確実に行われるための体制
 - a) 認定を受けた環境共生住宅として供給されるあらゆるケース(プラン、地域など)について、特定評価項目やCASBEE評価項目、提案類型が申請通りに設計・施工されるための体制の明示。
 - b) 関係するマニュアル等(設計共通仕様書、工事共通仕様書、設計・施工マニュアル)の実際に使用するものの提出(提出部数は正1部のみ)。なお、Aコースの場合、マニュアルは特定評価項目を満たす内容であること。
 - c) 認定を受けた住宅を確実に設計・施工するための、現場で確認するためのチェックリストの作成。
そのチェックを組織のどの部署で行うか、組織図、及びどの時期に行うかを、設計時点を含めた工程表で明示。
4. 維持・管理が適正に行われるための体制

特定評価項目やCASBEE評価項目、提案類型に係わる部分で、竣工後に維持・管理を必要とする場合には、これらが適正に行われるためのアフターサービスまたは居住者に対する啓発等のサポート体制の明示。居住者へ渡す住まい方マニュアル等、実際に使用するものの提出。

必要書類一覧

	新規		追加 変更	更新
	個別	システム	システム	システム
(様式1)	○		○	
(様式2)	○		○	
(様式3-1)CASBEE ランク	○		△	△
(様式3-2) CASBEE 項目の仕様確定状況記入用紙	○		△	△
(様式4-1)特定評価項目-省エネルギー性能	○		△	△
(様式4-2)特定評価項目-資源の高度有効利用	○		△	△
(様式4-3)特定評価項目-地域適合・環境親和	○		△	△
(様式4-4)特定評価項目-健康快適・安全安心	○		△	△
(様式5)提案技術	○		△	△
(様式6)供給体制	○		△	△
(様式7)供給者の概要	○		△	△
環境共生住宅申請用 CASBEE-すまい(戸建) 評価内容説明書	○		△	△
設計図書	○		△	△
設計・施工マニュアル等※ ¹	○		△	△
企業案内パンフレット等※ ¹	○		△	△
<p>凡例 ○:要提出 △:変更がある場合に要提出</p> <p>※¹:この部分は正のみ(もしくは別ファイルにて)1部御提出下さい。</p> <p>更新に係る提出書類は、詳しくは更新時にご案内する書類をご参照下さい。</p>				